

[特徴→普徴]

注意事項等

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

2 機械読み取りを行なう場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税・森林環境税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した従業員等の住所変更のみの場合、提出不要です。従業員等が、異動(退職・転勤等)に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

受付印

8

在所		〒 <input type="text"/>										課係		整理番号	
所在地		亀岡市〇〇町〇〇番地										氏名		7年度	
給与支払義務者名		(株) 亀岡										電話番号		特別徴収指定番号	
提出者												内線		宛名番号	
令和〇年〇月〇日提出		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)										○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		8年度	
フリガナ 給与氏名 新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分										異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。	
与生年月日 元号 個人番号		3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		30		1		月分から		10 月分から		番号を記入 令和〇年 1 9月17日		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
所得者住所 個人番号 1月1日現在 異動後								円		9 月分まで		5 月分まで			
								49,200		16,400		32,800			

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

在所		特別徴収指定番号		担当者		新しい勤務先へは、	
新しい勤務先(特別徴収義務者)						月割額 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
名称		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 ← 2.	異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。
--------------------	---------------------------------	----------------------------	---	--------------------------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1 ←	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		
	1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F